

令和3年第1回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和3年2月26日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和2年度専第11号 令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号））……………別冊
議第2号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………1
議第3号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………3
議第4号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………5
議第5号	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………10
議第6号	瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………11
議第7号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………15
議第8号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………17
議第9号	瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について……………18
議第10号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………19
議第11号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………20
議第12号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………21
議第13号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………22
議第14号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について……………23
議第15号	東濃中部病院事務組合の設置について……………24
議第16号	字の区域変更について……………25
議第17号	財産の処分について……………27
議第18号	市道路線の廃止について……………28
議第19号	市道路線の廃止について……………29
議第20号	市道路線の認定について……………30
議第21号	市道路線の認定について……………31
議第22号	工事請負契約の締結について……………32

- 議第 2 3 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 議第 2 4 号 令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議第 2 5 号 令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 2 6 号 令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 7 号 令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 2 8 号 令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 9 号 令和 2 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 3 0 号 令和 3 年度瑞浪市一般会計予算
- 議第 3 1 号 令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第 3 2 号 令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3 3 号 令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第 3 4 号 令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第 3 5 号 令和 3 年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第 3 6 号 令和 3 年度瑞浪市下水道事業会計予算



別冊

議第2号 瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

職員の休暇の計画的な取得を促進するため、休暇付与時期について、暦年管理方式から年度管理方式へ変更する。

【改正内容】

年次有給休暇及び組合休暇の付与時期を暦年管理の1月1日から年度管理の4月1日へ変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第11条 (略) (年次有給休暇)	第1条～第11条 (略) (年次有給休暇)
第12条 年次有給休暇は、 <u>一の年度</u> (4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、 <u>一の年度</u> において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) (略) (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、 <u>当該年度</u> の中途において新たに職員となるものの <u>その年度</u> の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数 (3) <u>当該年度の前年度</u> において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、瑞浪市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き <u>当該年度</u> に新たに職員となったものその他市の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市の規則で定める日数	第12条 年次有給休暇は、 <u>一の年ごと</u> <u>一</u> における休暇とし、その日数は、 <u>一の年</u> において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) (略) (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、 <u>当該年</u> の中途において新たに職員となるものの <u>その年</u> の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数 (3) <u>当該年の前年</u> において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、瑞浪市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き <u>当該年</u> に新たに職員となったものその他市の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市の規則で定める日数
2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越さ	2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越さ

<p>れたものを除く。)は、市の規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第15条 組合休暇は、登録された職員団体の規約に定める執行機関、議決機関(代議員制をとる場合に限る。)、監査機関、投票管理機関及び諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において30日を超えない範囲内で市の規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p>	<p>れたものを除く。)は、市の規則で定める日数を限度として、<u>当該年</u>の<u>翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第15条 組合休暇は、登録された職員団体の規約に定める執行機関、議決機関(代議員制をとる場合に限る。)、監査機関、投票管理機関及び諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において30日を超えない範囲内で市の規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議第3号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

第8期瑞浪市介護保険事業計画の策定並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正、令和2年度税制改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

介護保険料の基準所得金額を改定し、保険料率算定時に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を適用する規定を追加し、及び新型コロナウイルス感染症の定義を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （保険料率）	第1条（略） （保険料率）
第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5）（略） （6） 次のいずれかに該当する者 73,300円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 <u>第35条の3第1項</u> 又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7） 次のいずれかに該当する者 79,400円 ア 合計所得金額が <u>210万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （8） 次のいずれかに該当する者 91,620円 ア 合計所得金額が <u>320万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （9）～（10）（略）	第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（5）（略） （6） 次のいずれかに該当する者 73,300円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7） 次のいずれかに該当する者 79,400円 ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （8） 次のいずれかに該当する者 91,620円 ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （9）～（10）（略）

<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,330円とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,330円とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「30,540円」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「30,540円」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「42,760円」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「42,760円」と読み替えるものとする。</p>
<p>第3条～第17条 (略)</p>	<p>第3条～第17条 (略)</p>
<p>附則 第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p>	<p>附則 第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p>
<p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。</p>	<p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。</p>
<p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p>	<p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u> に より、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p>
<p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議第4号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）の施行に伴う国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正、令和2年度税制改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を引き上げ、世帯内の一定額以上の所得がある給与所得者等の数に応じた金額を当該基準額に加算し、保険料の所得割額算定時に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を適用する規定を追加し、及び新型コロナウイルス感染症の定義を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第12条（略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第</p>	<p>第1条～第12条（略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第</p>

13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

第14条～第19条の2 （略）

（保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

（1） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附

13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

第14条～第19条の2 （略）

（保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

（1） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附

則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、

則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に52万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

2～4 (略)

を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

_____に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

_____に52万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

2～4 (略)

第20条の2～第30条 (略)

附 則

第1条～第2条 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

第4条～第7条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2～3 (略)

第9条～第11条 (略)

第20条の2～第30条 (略)

附 則

第1条～第2条 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

第4条～第7条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

()に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2～3 (略)

第9条～第11条 (略)

議第5号 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行により、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されたことに伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

保険医療機関等でのオンライン資格確認の運用開始に対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第6条（略） （受給者証の提示）	第1条～第6条（略） （受給者証の提示）
第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、 <u>社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証</u> を提示するものとする。	第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、 <u>社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証又は組合員証に添えて受給者証</u> を提示するものとする。
第8条～第14条（略）	第8条～第14条（略）

議第6号 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

廃棄物の適正処理を保持するため、排出者からの排出量に応じた費用負担について見直しを行う。

【改正内容】

処理手数料等の表から浄化槽汚泥の項を削り、並びに取扱区分及び処理手数料又は処理費用中の規定を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、附則において施行期日の定める日とする。

【新旧対照表】

新						旧					
○瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第1条）											
本則（略）						本則（略）					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料又は処理費用	排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料又は処理費用
生活系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)	生活系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)
	浄化槽汚泥	許可業者によるし尿処理施設持込処分	18リットルごとに	5円							
事業系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)	事業系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第2条）											
本則（略）						本則（略）					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料又は処理費用	排出形態	廃棄物区分		取扱区分		処理手数料又は処理費用
生活系	一般	(略)	(略)	(略)	(略)	生活系	一般	(略)	(略)	(略)	(略)

事業系 一般 廃棄物	産業 廃棄物	可燃ごみ	事業者、 許可業者 の焼却場 持込処分	10キログ ラムごと につき	100円
		不燃ごみ	事業者、 許可業者 の埋立処 分持込処 分	10キログ ラムごと につき	100円
	廃棄物	可燃ごみ	事業者の 焼却場持 込処分	10キログ ラムごと につき	110円
		不燃ごみ	事業者の 埋立処分 持込処分	10キログ ラムごと につき	110円
事業系 一般 廃棄物	産業 廃棄物	可燃ごみ	事業者、 許可業者 の焼却場 持込処分	10キログ ラムごと につき	2,000円
		不燃ごみ	事業者、 許可業者 の埋立処 分持込処 分	10キログ ラムごと につき	2,000円
	廃棄物	可燃ごみ	事業者の 焼却場持 込処分	10キログ ラムごと につき	2,000円
		不燃ごみ	事業者の 埋立処分 持込処分	10キログ ラムごと につき	2,000円

事業系 一般 廃棄物	産業 廃棄物	可燃ごみ	事業者、 許可業者 の焼却場 持込処分	50キログ ラムごと につき	440円
		不燃ごみ	事業者、 許可業者 の埋立処 分持込処 分	50キログ ラムごと につき	280円
	廃棄物	可燃ごみ	事業者の 焼却場持 込処分	50キログ ラムごと につき	500円
		不燃ごみ	事業者の 埋立処分 持込処分	50キログ ラムごと につき	320円
事業系 一般 廃棄物	産業 廃棄物	可燃ごみ	事業者、 許可業者 の焼却場 持込処分	50キログ ラムごと につき	2,000円
		不燃ごみ	事業者、 許可業者 の埋立処 分持込処 分	50キログ ラムごと につき	2,000円
	廃棄物	可燃ごみ	事業者の 焼却場持 込処分	50キログ ラムごと につき	2,000円
		不燃ごみ	事業者の 埋立処分 持込処分	50キログ ラムごと につき	2,000円

○瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の
一部改正（第3条）

本則（略）
別表（第9条関係）

排出 形態	廃棄物 区分	取扱区分	処理手 数料又 は処理 費用
生活系 一般 廃棄物	可燃ごみ	収集袋に よる収 集・運搬 及び処分	大20枚入 り1袋に つき 920円
		焼却場持 込処分	中20枚入 り1袋に つき 720円
			小20枚入 り1袋に つき 520円
	可燃ごみ	焼却場持 込処分	10キログ ラムごと につき 60円
			収集袋に よる収 集・運搬 及び処分
		収集袋に よる収 集・運搬 及び処分	小10枚入 り1袋に つき 260円

本則（略）
別表（第9条関係）

排出 形態	廃棄物 区分	取扱区分	処理手 数料又 は処理 費用
生活系 一般 廃棄物	可燃ごみ	収集袋に よる収 集・運搬 及び処分	大20枚入 り1袋に つき 740円
		焼却場持 込処分	小20枚入 り1袋に つき 450円
			50キログ ラムごと につき 250円
	可燃ごみ	焼却場持 込処分	10キログ ラムごと につき 60円
			収集袋に よる収 集・運搬 及び処分
		収集袋に よる収 集・運搬 及び処分	小10枚入 り1袋に つき 258円

	不燃ごみ	シールを貼 り付け	つき		
		た不燃ご み1個の	5枚入り	1袋につ	460円
		収集・運 搬及び処 分			
		埋立処分 場持込処 分	10キログ ラムごと に		60円
		粗大ご み	特別な理 由による 申込の戸 別収集・ 運搬	1回につ き	2,000円
		(略)	(略)	(略)	(略)
事業系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	不燃ごみ	シールを貼 り付け	つき		
		た不燃ご み1個の	10枚入り	1袋につ	860円
		収集・運 搬及び処 分			
		埋立処分 場持込処 分	50キログ ラムごと に		160円
		粗大ご み	特別な理 由による 申込の戸 別収集・ 運搬	1回につ き	2,000円
		(略)	(略)	(略)	(略)
事業系	一般廃棄物	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第4条）

本則（略）

別表（第9条関係）

排出形態	廃棄物区分	取扱区分	処理手数料又は処理費用
生活系	一般廃棄物	(略)	(略)
	特定家庭用器	指定場所持込	家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）1台につき 2,000円
事業系	一般廃棄物	事業者、許可業者の焼却場持込処分	10キログラムごと 110円
	不燃ごみ	事業者、許可業者の埋立処分場持込処分	10キログラムごと 110円
	産業廃棄物	事業者の焼却場持	10キログラムごと 130円

本則（略）

別表（第9条関係）

排出形態	廃棄物区分	取扱区分	処理手数料又は処理費用
生活系	一般廃棄物	(略)	(略)
	特定家庭用器	指定場所持込	家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）1台につき 2,000円
事業系	一般廃棄物	事業者、許可業者の焼却場持込処分	10キログラムごと 100円
	不燃ごみ	事業者、許可業者の埋立処分場持込処分	10キログラムごと 100円
	産業廃棄物	事業者の焼却場持	10キログラムごと 110円

物	込	込	込	130円
	燃	燃	燃	
	不	不	不	
	ご	ご	ご	
	み	み	み	
	分	分	分	
	持	持	持	
	込	込	込	
	分	分	分	
	に	に	に	
	10	10	10	
	キ	キ	キ	
	ロ	ロ	ロ	
	グ	グ	グ	
	ラ	ラ	ラ	
	ム	ム	ム	
	ご	ご	ご	
	と	と	と	
	に	に	に	

物	込	込	込	110円
	燃	燃	燃	
	不	不	不	
	ご	ご	ご	
	み	み	み	
	分	分	分	
	持	持	持	
	込	込	込	
	分	分	分	
	に	に	に	
	10	10	10	
	キ	キ	キ	
	ロ	ロ	ロ	
	グ	グ	グ	
	ラ	ラ	ラ	
	ム	ム	ム	
	ご	ご	ご	
	と	と	と	
	に	に	に	

議題 7 号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

敷金の取扱い及び修繕費用の負担義務に係る規定を整備し、並びに不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第17条（略） （敷金） 第18条（略）	第1条～第17条（略） （敷金） 第18条（略）
2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることができることができない。	
3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。	2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃 又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
4（略） （修繕費用の負担）	3（略） （修繕費用の負担）
第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて 、 市の負担とする。	第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。
2（略）	2（略）
3 入居者の責に帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 （入居者の費用負担義務）	3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 （入居者の費用負担義務）
第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 （1）～（3）（略） （4）前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用	第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 （1）～（3）（略） （4）前条第1項に規定するもの 以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用
第21条～第39条（略） （市営住宅の明渡請求）	第21条～第39条（略） （市営住宅の明渡請求）
第40条（略）	第40条（略）
2（略）	2（略）

<p>3 市長は第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けたものに対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略) 第41条～第67条 (略)</p>	<p>3 市長は第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けたものに対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略) 第41条～第67条 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議第8号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農業集落排水事業の月吉クリーンセンターに係る処理区域及び日吉南部クリーンセンターに係る処理区域を公共下水道事業に統合するため、必要な条文の整備を行う。

【改正内容】

農業集落排水事業から月吉クリーンセンターに係る処理区域及び日吉南部クリーンセンターに係る処理区域を削るための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新		旧	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
1 公共下水道事業 (略)		1 公共下水道事業 (略)	
2 農業集落排水事業		2 農業集落排水事業	
処理区域	瑞浪市大湫町西及び北の一部	(1) 月吉クリーンセンターに係る処理区域	
処理区域面積	8.1ヘクタール	処理区域	瑞浪市明世町月吉の一部
処理人口	300人	処理区域面積	70.0ヘクタール
1日最大処理量	81立方メートル	処理人口	850人
		1日最大処理量	250立方メートル
		(2) 日吉南部クリーンセンターに係る処理区域	
		処理区域	瑞浪市日吉町本郷、白倉の一部、南垣外の一部、宿及び宿洞の一部
		処理区域面積	172.9ヘクタール
		処理人口	1,790人
		1日最大処理量	390立方メートル
		(3) 大湫クリーンセンターに係る処理区域	
		処理区域	瑞浪市大湫町西及び北の一部
		処理区域面積	8.1ヘクタール
		処理人口	300人
		1日最大処理量	81立方メートル

議第9号 瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農業集落排水事業の月吉クリーンセンターに係る処理区域及び日吉南部クリーンセンターに係る処理区域を公共下水道事業に統合するため、必要な条文の整備を行う。

【改正内容】

加入分担金から月吉及び日吉南部の農業集落排水施設加入工事分担金を削るための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧														
第1条～第9条 (略) (加入分担金) 第10条 施設の供用開始後において、新たに受益者となる場合にあつては、加入分担金として、1排水口当たり50万円(本管から公共汚水ますまでの工事費が50万円を超える場合は、超える額を加算する。)を納付しなければならない。	第1条～第9条 (略) (加入分担金) 第10条 施設の供用開始後において、新たに受益者となる場合にあつては、加入分担金として、次の表に掲げる金額を納付しなければならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">処理区域</th> <th style="text-align: center;">分担金額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月吉農業集落排水施設加入工事分担金</td> <td>瑞浪市明世町月吉の一部</td> <td>1排水口当たり50万円</td> <td rowspan="3">本管から公共汚水ますまでの工事費が50万円を超える場合は、超える額を加算する。</td> </tr> <tr> <td>日吉南部農業集落排水施設加入工事分担金</td> <td>瑞浪市日吉町本郷、白倉の一部、南垣外の一部、宿及び宿洞の一部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大湫農業集落排水施設加入工事分担金</td> <td>瑞浪市大湫町西及び北の一部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理区域	分担金額	備考	月吉農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市明世町月吉の一部	1排水口当たり50万円	本管から公共汚水ますまでの工事費が50万円を超える場合は、超える額を加算する。	日吉南部農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市日吉町本郷、白倉の一部、南垣外の一部、宿及び宿洞の一部		大湫農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市大湫町西及び北の一部	
名称	処理区域	分担金額	備考												
月吉農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市明世町月吉の一部	1排水口当たり50万円	本管から公共汚水ますまでの工事費が50万円を超える場合は、超える額を加算する。												
日吉南部農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市日吉町本郷、白倉の一部、南垣外の一部、宿及び宿洞の一部														
大湫農業集落排水施設加入工事分担金	瑞浪市大湫町西及び北の一部														
2 (略) 第11条～第16条 (略)	2 (略) 第11条～第16条 (略)														

議第10号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あだち きみこ 足立 きみ子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	東海女子短期大学 卒業
経歴	昭和50年 4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成 3年 4月 瑞浪市立土岐小学校 教諭 平成 8年 4月 恵那市立武並小学校 教諭 平成11年 4月 瑞浪市立瑞浪小学校 教諭 平成18年 4月 瑞浪市立土岐小学校 教諭 平成22年 4月 瑞浪市立日吉小学校 教諭 平成27年 3月 定年退職 現在に至る
備考	平成29年 4月 瑞浪市公平委員会委員(1期目) 現在に至る

議第11号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	しば た よう こ 柴 田 洋 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	会社員
学 歴	岐阜県立明智商業高等学校 卒業
経 歴	昭和49年 4月 大垣共立銀行 入行 昭和53年 3月 大垣共立銀行 退職 昭和54年 3月 カネ幸・城窯 (現：城窯) 専従 平成11年 4月 瑞浪市赤十字奉仕団 団員 平成17年 4月 瑞浪更生保護女性の会 会員 現在に至る
備 考	平成30年 7月 人権擁護委員 (1期目) 現在に至る

議第12号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	まつ ばら しづこ 松 原 志津子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	名古屋女子大学 家政学部児童学科 卒業
経歴	昭和54年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成20年 4月 稲津幼稚園 園長 平成22年 4月 日吉幼稚園 園長 平成25年 4月 瑞浪幼稚園 園長 平成29年 3月 瑞浪市役所 退職 平成30年 5月 公立幼稚園等新規採用教員研修指導員 現在に至る
備考	平成30年 7月 人権擁護委員(1期目) 現在に至る

議第13号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いとう きょうじ 伊藤 恭司
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	神奈川大学経済学部 卒業
経歴	昭和56年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成27年4月 瑞浪市立稲津小学校 校長 平成30年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成30年4月 瑞浪市教育委員会社会教育課社会教育指導員 現在に至る
備考	新任

議第14号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

【制定趣旨】

東濃看護専門学校の開鎖及び准看護学校の学生に対する支援の実施のため、組合で共同処理する事務の変更及び規約の変更を行う。

【改正内容】

看護師修学資金の貸付に関する事務を追加し、東濃看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務を廃止するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、第1条の規定は令和5年4月1日とし、第2条の規定は令和7年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○東濃西部広域行政事務組合規約の一部改正 (第1条)</p> <p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(8) (略) <u>(9) 看護師修学資金の貸付等に関する事務</u></p> <p>第4条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(8) (略)</p> <p>第4条～第16条 (略)</p>
<p>○東濃西部広域行政事務組合規約の一部改正 (第2条)</p> <p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第4条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(2) (略) <u>(3) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>第4条～第16条 (略)</p>

議第15号 東濃中部病院事務組合の設置について

【制定趣旨】

新たに設置する病院の建設整備、管理及び運営に関する事務を土岐市と共同で処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき規約を定め、東濃中部病院事務組合を設置する。

【制定内容】

第1条（組合の名称）、第2条（組合を組織する地方公共団体）、第3条（組合の共同処理する事務）、第4条（組合の事務所の位置）、第5条（議会の組織）、第6条（組合議員の選出方法）、第7条（組合議員の任期）、第8条（執行機関の組織）、第9条（補助職員）、第10条（監査委員）、第11条（経費支弁の方法）、附則

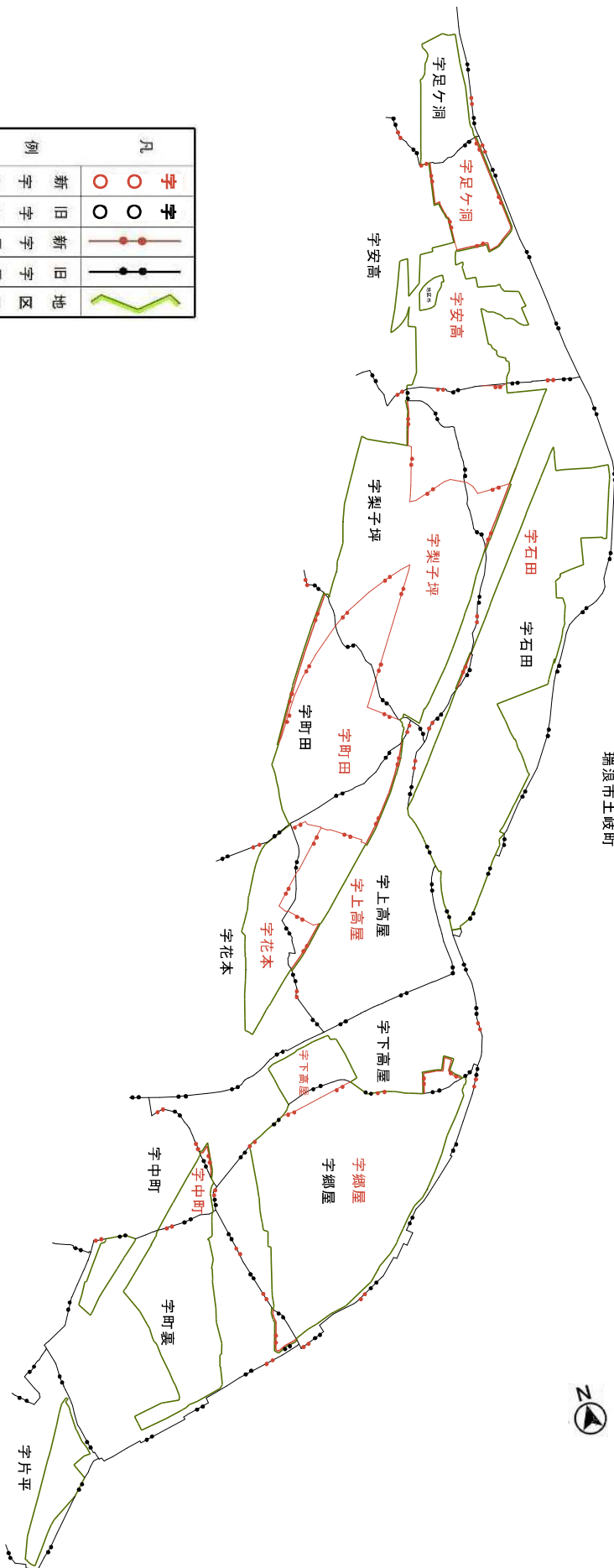
【施行日】

本規約の施行日は、令和3年6月1日とする。



變更大略圖

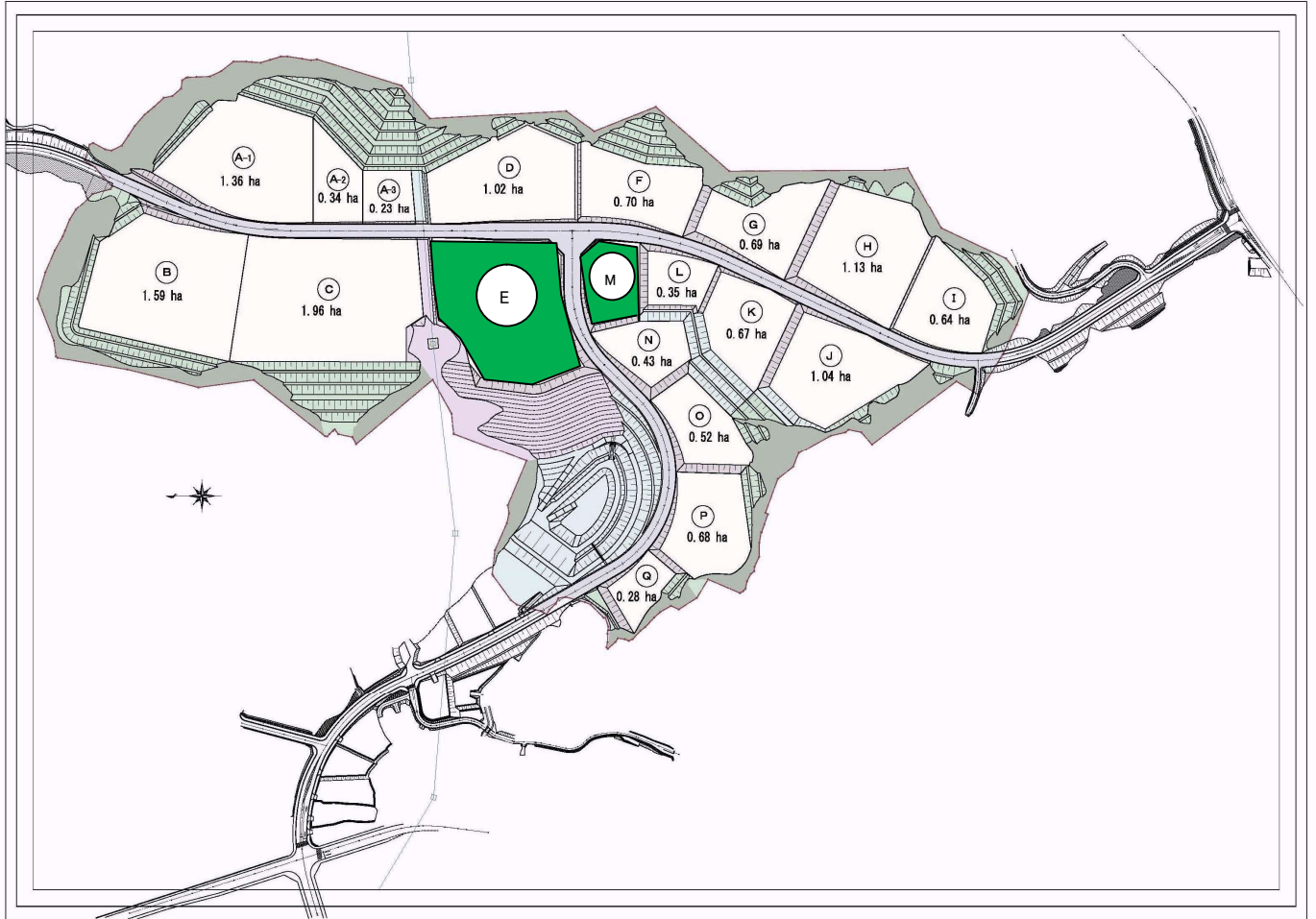
瑞浪市土岐町



凡		例	
字	○	新	字名
字	○	旧	字名
新	—●—	新	字界
旧	—●—	旧	字界
地	—	地	区界

議第 17 号 財産の処分について

位置図



土地の所在

瑞浪市山田町字小洞				
地番	地目	面積 (m ²)	区画番号	売却の相手方
2015	宅地	4,073.57	M	株式会社十味惣
2021	宅地	15,605.94	E	

議第18号 市道路線の廃止について

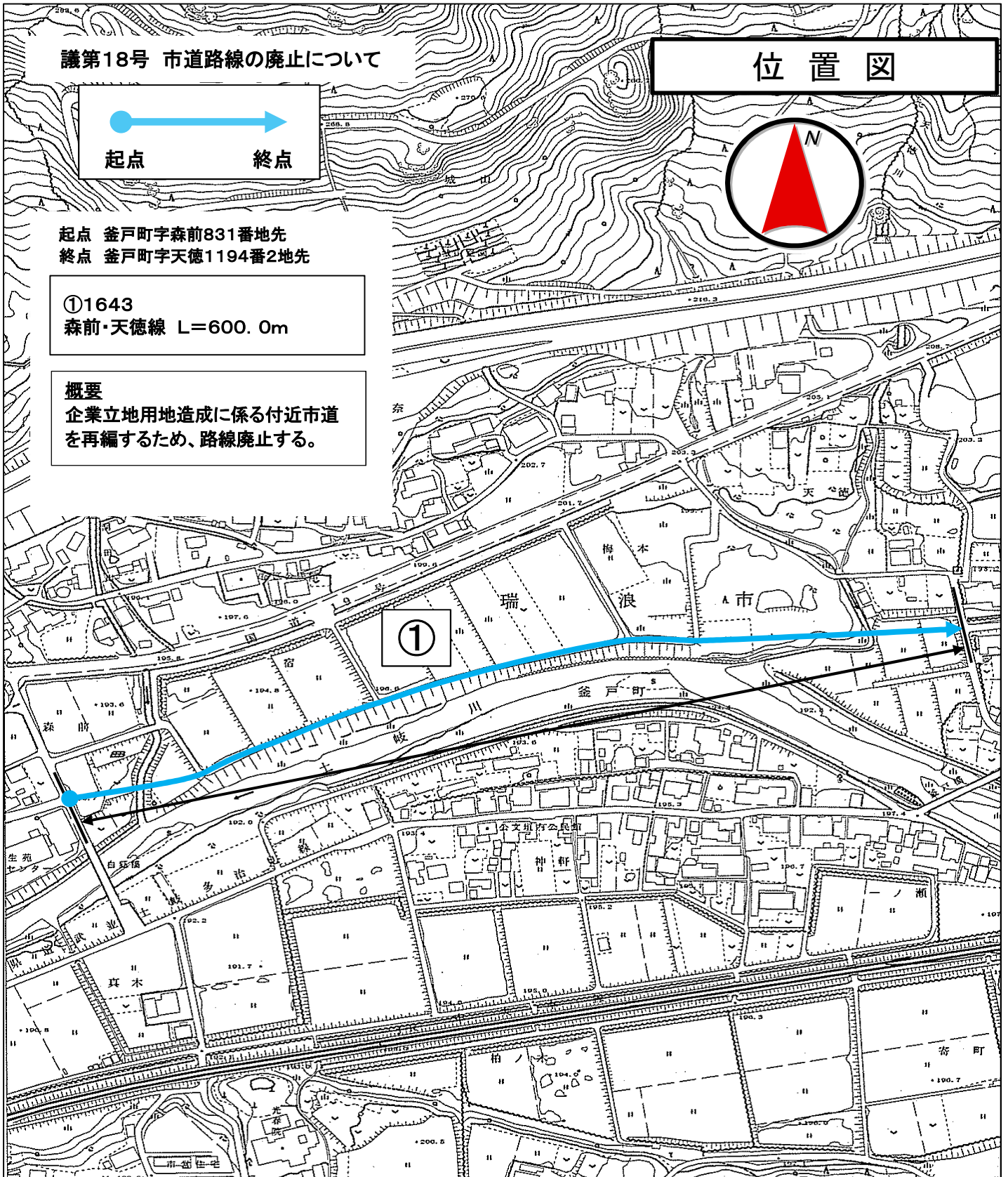
位置図

起点 終点

起点 釜戸町字森前831番地先
終点 釜戸町字天徳1194番2地先

①1643
森前・天徳線 L=600.0m

概要
企業立地用地造成に係る付近市道
を再編するため、路線廃止する。



議第19号 市道路線の廃止について

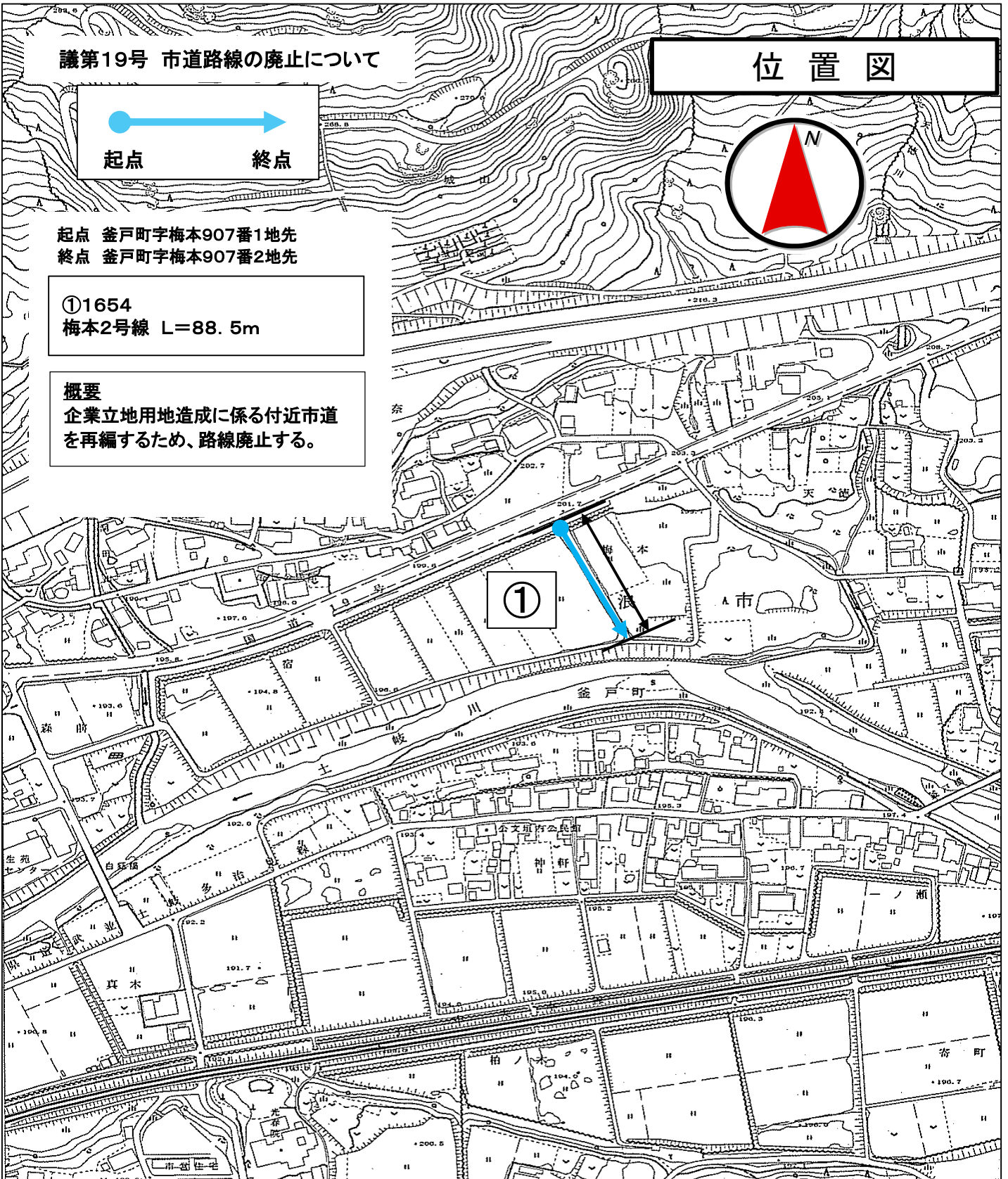
位置図



起点 釜戸町字梅本907番1地先
終点 釜戸町字梅本907番2地先

①1654
梅本2号線 L=88.5m

概要
企業立地用地造成に係る付近市道
を再編するため、路線廃止する。



議第20号 市道路線の認定について

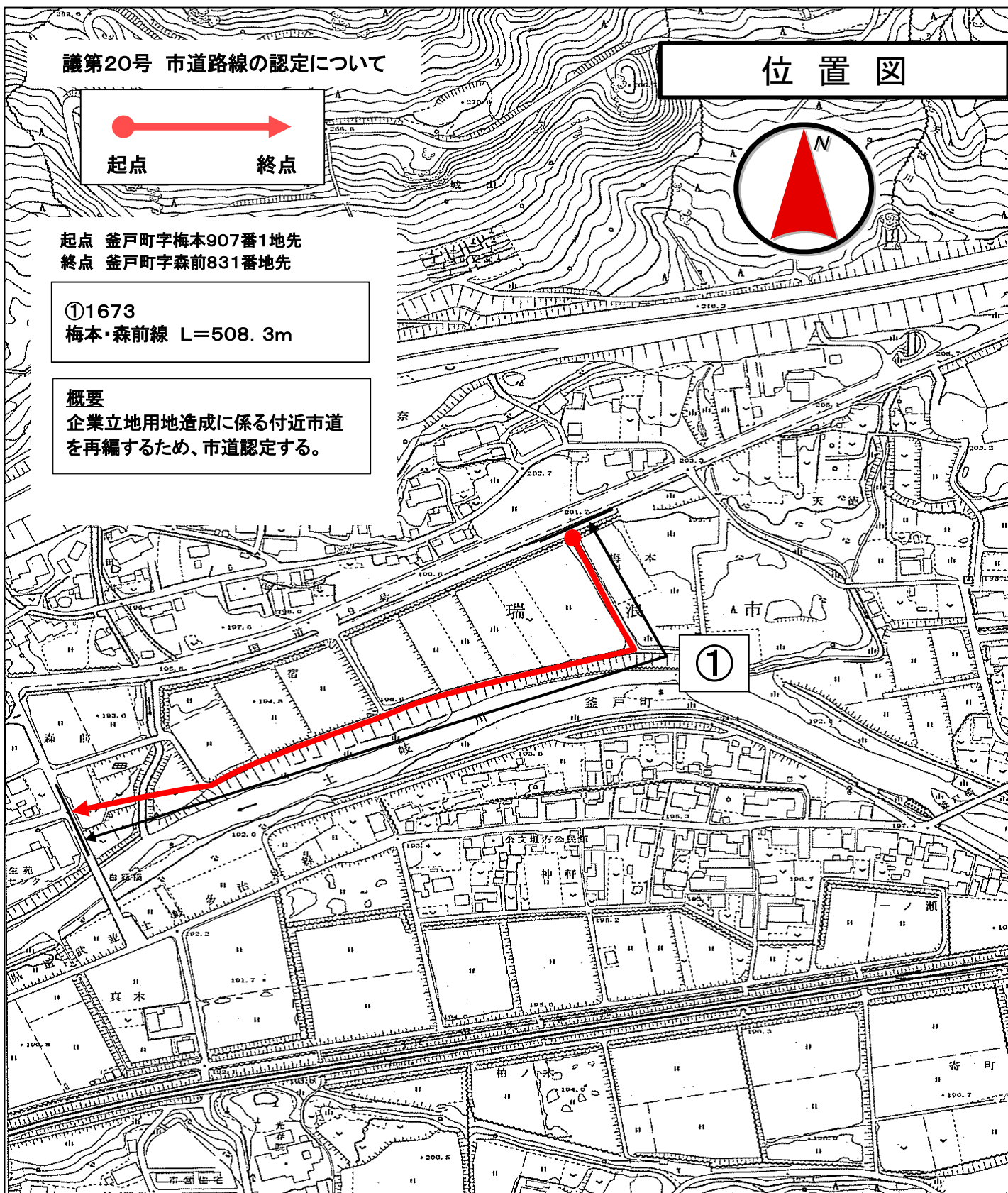
位置図



起点 釜戸町字梅本907番1地先
終点 釜戸町字森前831番地先

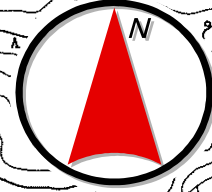
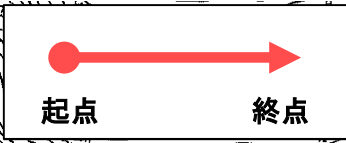
①1673
梅本・森前線 L=508.3m

概要
企業立地用地造成に係る付近市道を再編するため、市道認定する。



議第21号 市道路線の認定について

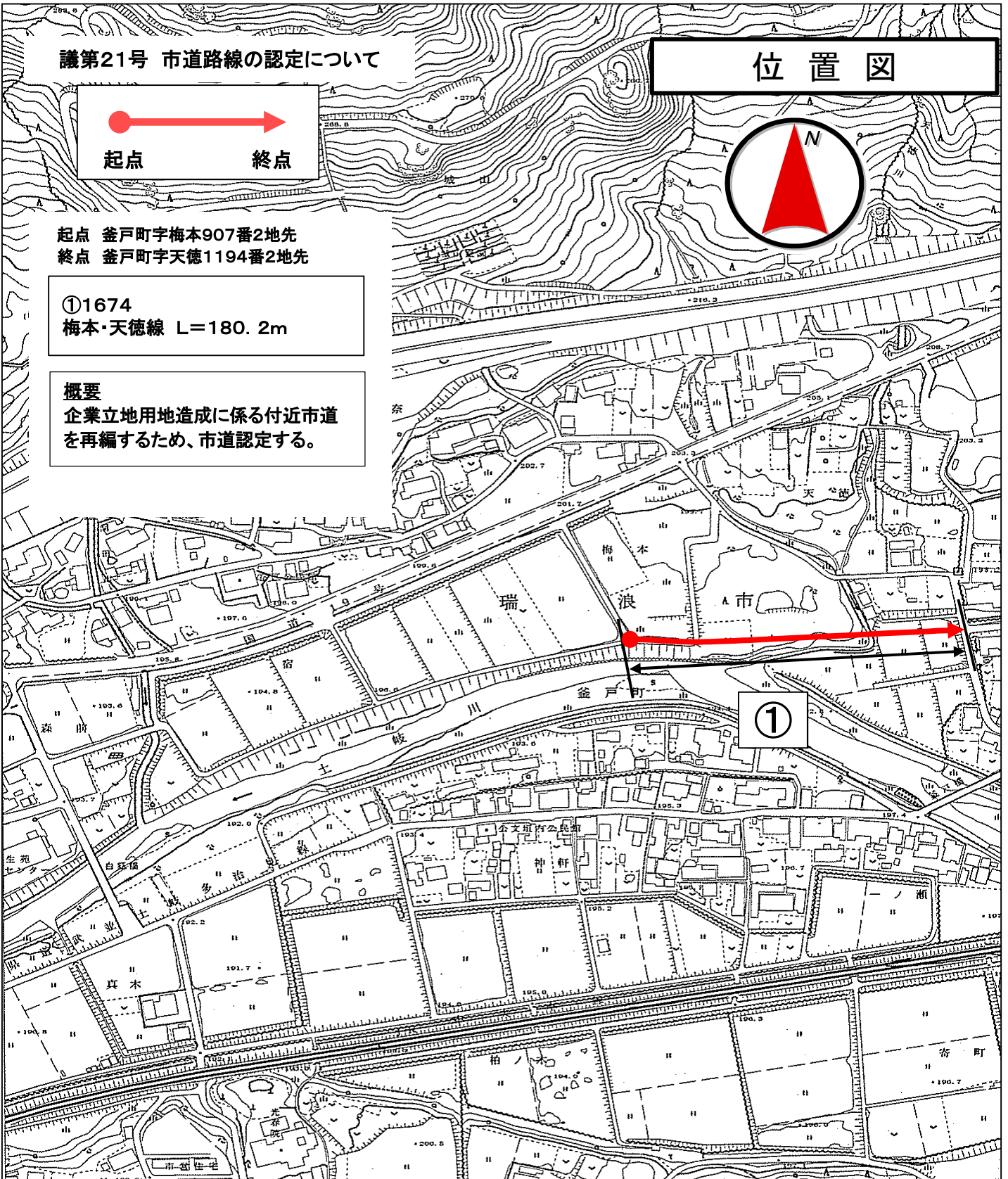
位置図



起点 釜戸町字梅本907番2地先
終点 釜戸町字天徳1194番2地先

①1674
梅本・天徳線 L=180.2m

概要
企業立地用地造成に係る付近市道
を再編するため、市道認定する。



議第22号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	釜戸小学校校舎改修工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	196,350,000円
工事場所	瑞浪市釜戸町 地内
工 期	本契約締結の日から令和4年1月20日まで
契約の相手方	瑞浪市南小田町3丁目306番地 板垣建設株式会社 瑞浪支店 支店長 越 智 剛
工事概要	<p>校舎改修工事 昭和59年建築 構造 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 3,497㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ・ その他 外構工事等
備 考	

